

太陽電池部会（書面審議）
議事録

1. 日 時：令和3年4月14日(水)～令和3年4月19日(月)

2. 審議者

川路部会長、阿部顧問、今泉顧問、岩田顧問、河野顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、水鳥顧問、山本顧問

3. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について、

- ①株式会社ノザワワールド（仮称）NW福島CC太陽光発電所設置事業
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福島県知事意見、審査書（案）
の書面審議

4. 審議概要

(1) 方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福島県知事意見、審査書（案）
について、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

5. 審議

(1) 方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、福島県知事意見、審査書（案）
について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

<方法書関連>

○顧問 方法書 p. 14、パワーコンディショナーの騒音について、採用予定のパワーコンディショナーから発生する音について、音の周波数特性、特に純音成分に着目した測定データ（FFT 分析データ）がないか調査してください。

○事業者 採用予定のパワーコンディショナーについて、FFT 分析データは入手できませんでしたが、メーカーより騒音レベルの測定データは、機側 1 m 地点で 65dB 以下です。

○顧問 方法書 p. 14、準備書を作成するにあたって留意していただきたいことがあります。

それは、パワーコンディショナーの騒音には強い純音性の音が含まれることがあるということです。例えば、電源周波数の高調波成分の音(100Hz、200Hz…)であったり、インバーターのスイッチング周波数に同期するような高周波数(4kHz、8kHz…)の音です。

純音性の音は、それが仮に小さな音であっても聞こえるレベルであると不快な音と捉えられ、後々問題になることがあります。準備書でパワーコンディショナーからの騒音

レベルを計算して、環境基準値との比較によって問題ないレベルであったとしても、残留騒音レベル（風力では $L_{A90}+2\text{dB}$ ）との比較はしておいてください。もし、地域の残留騒音レベルが低くて、騒音レベル計算値（寄与値）と同程度であるとパワーコンディショナーの純音が聴感上でとらえられる恐れがあります（ただ、純音成分が聞こえるかどうかを判定するのは風力発電機騒音と同様に非常に難しい）。従って、メーカーに FFT 分析データなどの情報がない場合には、少なくとも事業者が採用する同種の機器についての情報を調査し、又は実測調査をするなどして純音成分がない、又は残留騒音と比べて問題とならない程度であることを確認しておくのが良いと思われます（問題の予防措置）。その上で、準備書を作成することが望ましいということです。

- 事業者　ご指摘のとおり、パワーコンディショナーからの騒音レベルは環境基準値との比較に加え、残留騒音レベル（ $L_{A90}+2\text{dB}$ ）との比較も実施いたします。また、採用予定若しくはそれと同程度のパワーコンディショナーについて、純音成分を実測するようにいたします。

なお、パワーコンディショナー等の騒音発生機器は対象事業実施区域周辺の住居から可能な限り離隔した配置といたします。

- 顧問　方法書 p. 152、表 4. 2-4 調査、予測及び評価の手法(水質) について、最近の気象状況に鑑み、集中豪雨的な強雨条件下における予測評価も実施してください。
- 事業者　ご指摘のとおり、強雨条件下における予測評価も実施いたします。
- 顧問　方法書 p. 10 の図 2. 2-4 の伐採計画図について、クイーンズ太陽光発電所の設置により既に森林が大規模に消失していること、松川水原太陽光発電事業（p. 20）についても大規模伐採が想定されることから、クイーンズ太陽光発電所の西側の樹林帯及び南側の樹林帯については伐採範囲をできるだけ削減し、樹林帯の幅を広く設け、緑の回廊部分を確保する必要があると考えます。
- 事業者　現在、濁水対策や環境保全措置の一環として残置森林面積を増やすことを検討中です。生態系に与える影響を可能な限り低減できるよう、クイーンズ太陽光発電所との位置関係も考慮しながら、境界となる樹林帯の幅を広く残せるよう検討いたします。
- 顧問　方法書 p. 156 の動物に係る調査の手法について、カモシカ、シカやイノシシ等の生息・出現状況を確認しておく必要があると考えます。カモシカは天然記念物のため重要種として整理されると思いますが、シカやイノシシ等の一般種については生息の有無だけが報告されることになると考えられます。開発後の被害の増減や出現範囲等の変化について指摘される可能性があることから開発前のデータは取得しておいた方が良いと考えます。
- 事業者　哺乳類調査のフィールドサイン法については、確認したフィールドサインの情報として、種名、内容（足跡、糞、掘返し跡、食痕等）、位置をすべて記録いたしま

す。そのため、重要な種に該当する種のみでなく、シカやイノシシ等の一般種についても、調査範囲内での確認位置は網羅され则认为しております。

○顧問 方法書 p. 161 の生態系に係る調査、予測、評価の手法について、ゴルフ場の跡地の活用とは言え、植生があり動物相があり、生態系が構成されていますので、本事業及び周辺の事業の展開によりこの区域の動植物相が消失し、生態系は大きな影響を受けることになると思います。準備書では消滅する生物相及び生態系に対する影響をどのように保全・代償するのかについて考えを求められることになると思います。

○事業者 いただいた意見を念頭に置き、「発電所に係る環境影響評価の手引」に従って調査・予測を進め、生物相及び生態系に与える影響を可能な限り低減・回避できるよう、保全対策を検討していきます。

<補足説明資料関連>

○顧問 補足説明資料 3、準備書においては、補足説明資料 3 で質問している濁水対策（既存池の大きさ（容量等）、既存の排水施設（排水路等）や今後設置する予定の浸透排水施設の構造や配置、及びこれら既存池・排水施設から周辺河川への流入経路）について、具体的に明記してください。

○事業者 準備書におきましては最新の事業計画に基づく濁水対策の内容について具体的な記載となるよう努めます。

○顧問 補足説明資料 12、事業者回答は尊重しますが、生態系（上位性、典型性）の餌資源調査の地点数は他地点の一般的な生態系アセスと比較して少ないような気がします。準備書で追加調査にならないように、しっかりと調査を行っていただきたいと思います。

○事業者 餌資源調査の地点数につきましては、補足説明資料に記載のとおり、現地の環境類型、対象種の地域利用の実際を踏まえて設定しております。現地調査の際には増設して調査を行い、しっかりとした現況把握となるよう努めます。

○顧問 補足説明資料 15、p. 24、生態系典型性注目種をアナグマとタヌキの 2 種にした、とのことですが、方法書では、ともに「現地踏査時に生息・痕跡の確認があるものの、頻繁な確認にまでは至らない」とし、「タヌキとアナグマの餌資源量は類似しており」とも書いている中で、2 種を選ぶ必要があるのでしょうか。勿論、努力を惜しまない、という態度は評価しますが、ほとんど評価結果が同じになるようであれば、どちらか 1 種でもかまわないのではないか、と思います。

○事業者 補足説明資料に記載の理由によりアナグマとタヌキを選定しておりましたが、評価結果が同様になる可能性があることは、ご指摘のとおりと存じます。ご意見に倣い、アナグマとタヌキのうち、対象事業実施区域及びその周辺でより広範囲にフィールドサインが確認されているタヌキ 1 種を典型性注目種とさせていただきたいと存じます。

<その他関連>

- 顧問　私が勘違いしていたら申し訳ありませんが、No. 22 にあるコメントへの回答「【補足説明資料 8】のとおりです」は、「別添図 6 配慮対象施設の分布状況」と理解し、了解致します。
- 事業者　【補足説明資料 8】には、No. 22 への回答を記載しており、その図として「別添図 6 配慮対象施設の分布状況」を記載しておりました。

＜お問合せ先＞

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486